

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 農民運動

第二章 小作争議

第一節 小作争議の概況

一 小作争議の件数と規模

日中戦争開始以後、ことに太平洋戦争開始以後になると、農民が小作料を減免せよとか、小作地の引き上げ反対とかを要求して地主と争うことは、「社会主義者の煽動」による反国家的行為として官憲のきびしい弾圧をうけることを覚悟せねばならぬ情勢となった。

しかし、以下に記すように、きびしい官憲のファッショ的弾圧と、小作調停や小作料適正化等の小作対策といえども、小作争議の息の根を完全に止めることはできなかった。太平洋戦争勃発の年、すなわち一九四一年における小作争議総件数三、三〇八件、参加小作人数三万二〇〇〇余人という農林省の公式発表数字は、このことをハッキリ示している。官庁統計にいう「争議」にまで発展せず、紛議、紛争という形で地主と小作人との間に生じたトラブル(争い)の類を考慮にいれると、この争議の規模は官庁統計の示す数字から想像されるより、もっと深刻で大きかったと推定しても誤りではないであろう。

そこでまず、太平洋戦争下に、小作争議は全国的にみてどの程度の展開を示したかをみよう。官庁統計によれば、一九三五年の争議件数は六、八二四件に達し、史上最高を記録したのであるが、その後、年を追って減少し一九三九年には三、五七八件となった(第5表参照)。この年以後も減少しつづけた争議件数は四一年三、三〇八件から翌年には二千件台に落ち、四四年には二、一六〇件となった(注1)。これらの小作争議に参加した人員をみると(第6表)、一九四〇年には地主一万一、〇八二人に対し小作人は三万八、六一四人、翌四一年には前者の一万一、〇三七二人に対し後者は三万二、二八九人となった。それ以後は参加人員は減少し、四四年になると地主三、七七八人、小作人八、二一三人となった。争議の関係土地面積をみると、四〇年には二万七、六二四町であったものが四四年には五、〇九五町に減少している。要するに総件数にしる、参加人員または土地面積にしる、太平洋戦争下に小作争議の規模は縮小しつづけたことがわかる。

(注1)小作争議にかんする官庁の統計と調査報告は、一九一七年から三九年までのものは農林省農政局編の各年次「小作年報」に、四〇・四一年のものは各年次「農地年報」に記録されている。「小作年報」には、小作争議の件数・発生時期・原因等のほか、小作調停や地主・小作人組合の概要が記載されており、「農地年報」には、右の項目のほか、小作料統制事業、農地委員会、自作農創設維持事業および農地審議会の概要が追加記録されている。四二年以後、これらの小作争議と小作調停等にかんする詳細な統計・調査報告は発表されなくなった。「農地年報」が農林省農地局から復刊されたのは、戦後一九五二年の「昭和二五年農地年報」からである。なお、次ページにかかげた「原因別小作争議件数」「小作争議の参加人員と関係土地面積」は「農林省統計表」のかかげるものであるが、統計にかんする説明や小作争議の調査報告等は前掲の昭和一五・一六年「農地年報」のほかは発表されていないので、四二年以降の小作争議の全国的概況は残念ながらここに記録することができない。

さて、上掲の第5表によって小作争議の原因を概観すると、地主の「小作地引き上げ」が各年を通じ

て総件数の半ば近くをしめ、これについて「小作料滞納」「小作料値上改正及満期」等、小作料関係のものが多く、これは大正中期以後昭和初期にいたる期間、争議原因の圧倒的多数をしめたものが小作料関係であったのに対し、昭和恐慌以後は地主の小作地引上げを原因とする「土地争議」が増加し、この原因が主位をしめるにいたったその歴史的傾向をひきつぐものである。

地主の小作地引上げは種々の背景のもとに起こったのであるが、その理由としては、小作地の保有が地主にとって経済的にそれほど有利なものでなくなったこと、彼らが小作人との紛争や争議にしないで耐えきれなくなったこと、食糧事情の悪化が地主の自耕化を促進したこと、あるいは工場の地方分散等にともない地主が小作地を引き上げこれを工場や住宅用地として売却しようとはかったことなどがあげられる。これらの事情については後でまた記述するが、とにかく、太平洋戦争下において、小作争議はますます小規模化し、零細な土地の引上げに対する小作人の反対闘争という消極的抵抗の性格をもつ争議が主流をなしていた、ということができよう。たしかに大正中期から昭和初期に岡山県藤田農場、新潟県木崎村などに見られた大争議——局地的暴動状態まで現出した激烈な階級決戦的争議は、戦時下においては、ことに太平洋戦争下においては、もはや全く見られなくなったのである。

二 小作争議の多発地域

一九四〇年における小作争議の件数を府県別にみるとつぎのとおりである。すなわち、山形(二七五)、秋田(二一〇)福島(二一〇)、北海道(二〇〇)、山梨(一七八)、福岡(一四八)、青森(一三三)、富山(一二三)、宮城(一一四)、広島(九三)。翌四一年においては、山梨(二一三)が最も多く、ついで北海道(一九八)、秋田(一九三)、福島(一八四)、宮城(一七八)、福岡(一四四)、山形(一三一)、富山(一三〇)である(昭和一五・一六年「農地年報」による)。これによってわれわれは、小作争議は山形・秋田・福島・宮城など東日本、ことに東北地方に多発しており、大正中期から昭和初期にかけて争議多発地帯として記録された近畿・中国地方など西日本では、福岡など一部をのぞき、多発地の地位から退いたことを知るのである。もっともこのことは、太平洋戦争が開始された以後の新しい傾向というわけではなく、大正中期に小作争議が本格的に展開しはじめたころは、岐阜・愛知・大阪・兵庫・奈良など中部地方、近畿地方と岡山・香川・福岡などの地方がその多発地帯として聞こえたのであり、昭和初期にはいるとそれが東北・北陸・北海道の諸地方に拡大し、やがて後者の地方に小作争議の主戦場が移るようになったのである。

また小作争議の規模を地域別に観察すると、一九四〇年においては、福井・山梨・愛知・大阪・兵庫・島根・広島・熊本等の府県では関係人員多く、その関係土地面積も比較的広いが、件数の多い東北地方では反対に関係人員・土地面積からみてその規模は小さい。翌四一年においても、東北地方は争議は多発しているがその規模は岐阜・奈良・山梨・愛知などに比べると小さく、小土地をめぐる少数の地主・小作人間の個人的争いの性格が濃い。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

